消 防 予 第 279 号
令 和 8 年 7 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長
非常備町村消防防災主管部局長
殿

消 防 庁 予 防 課 長
（ 公 印 省 略 ）

上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（通知）

今般、「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和８年７月３日付け消防予第 278 号）により、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。以下「条例（例）」という。）の一部を改正し、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト（以下「上引き排気ダクト」という。）等の適切な管理について新たに規定の整備を行ったところです。

併せて、上引き排気ダクト等について、「厨房設備等の基準に関する検討部会報告書」（令和８年３月）を踏まえ、改正後の条例（例）（以下「新条例（例）」という。）の運用等を下記のとおりとりまとめましたので、その取扱いに十分配慮されますようよろしくお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1　上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（新条例（例）第 18 条第３項、第 19 条第３項、第 20 条第３項、第 21 条第３項関係）

調理により油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある火気器具（以下「調理に用いる器具」という。）の周囲で使用する上引き排気ダクト、グリス除去装置、火炎伝

送防止装置及び天蓋について、おおむね以下の例により点検、清掃等を行うことが必要であること。(別図参照)

⑴　上引き排気ダクト内にグリス除去装置及び火炎伝送防止装置が設置されている場合

ア　グリス除去装置は上引き排気ダクト下端の排気取入口と火炎伝送防止装置の間に設置され、かつ、グリス除去装置の下端が調理に用いる器具の火源から80㎝以上、１ｍ以下の位置にあること。

イ　グリス除去装置及び上引き排気ダクトのうち排気取入口からグリス除去装置までの部分（別図⑴①）は、営業日毎に目視等による点検及び清掃を行うことと。

ウ　上引き排気ダクトのうちグリス除去装置から火炎伝送防止装置までの部分及び火炎伝送防止装置から排気ファン側のおおむね１ｍの範囲までの部分（別図⑴②）は、目視等による点検を６か月に１回程度実施し、ダクト内に厚さ0.4ｍｍ程度の油脂等の付着が確認された場合は清掃を行うこと。

　また、これ以外の部分（別図⑴③）についても、ダクト内に油脂等の付着が確認された場合は、努めて清掃を行うこと。

⑵　⑴以外の場合

ア　上引き排気ダクトのうち調理に用いる器具の火源からおおむね１ｍの範囲までの部分（別図⑵①）は、営業日毎に目視等による点検及び清掃を行うこと。

イ　上引き排気ダクトのうち上記ア以外の部分（別図⑵②）は、調理により発生した油脂等が付着しないよう目視等による点検を１か月に１回程度実施し、ダクト内に厚さ0.4ｍｍ程度の油脂等の付着が確認された場合は清掃を行うこと。

⑶　油脂等の厚さの確認方法は、目視又は専用のゲージによること。（別図⑶）

２　留意事項等について

⑴　飲食店の関係者に対し、上引き排気ダクト内の油脂等の付着による火災危険及び適切な管理について丁寧な説明と指導を行うことが重要であること。これに当たり、上引き排気ダクトの適切な管理について広報用リーフレット（別添１）を作成したので広報啓発に活用されたいこと。

　また、上引き排気ダクト内に火炎が流入しないよう、一度に多量の食材を調理しないこと等についても、飲食店側から利用客に対して注意喚起を徹底すること

が重要であること。

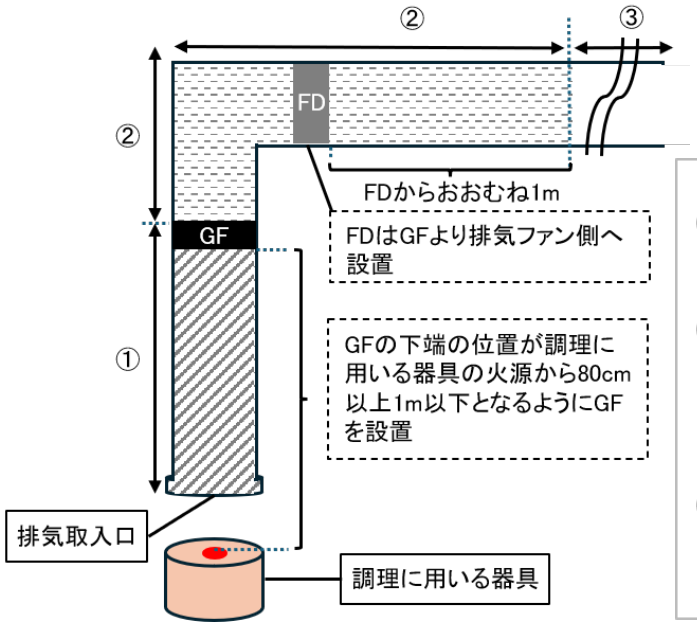
⑵　既設の上引き排気ダクトは、点検及び清掃を実施することが困難な構造となっている場合があるため、改修等の機会をとらえ、点検及び清掃を容易に行うことができるよう上引き排気ダクトにグリス除去装置、火炎伝送防止装置及び点検口を設け、適切に動作するよう状態を保つことが望ましいこと。これに当たり、技術的な細目の例として、東京消防庁の「火気器具上部に設置される排気ダクト等に係る技術基準」（別添２）等を参考とされたいこと。

⑶　上引き排気ダクトの点検及び清掃を行う際のチェックリストを一般社団法人日本空調システムクリーニング協会において作成・公表の予定であり、おって当該チェックリストについて当庁から周知することとしていること。

消防庁予防課予防係
担当：川合、谷川、櫻川
電話：03-5253-7523

別図

(1)　上引き排気ダクト内にグリス除去装置及び火炎伝送防止装置が設置されている場合の清掃範囲



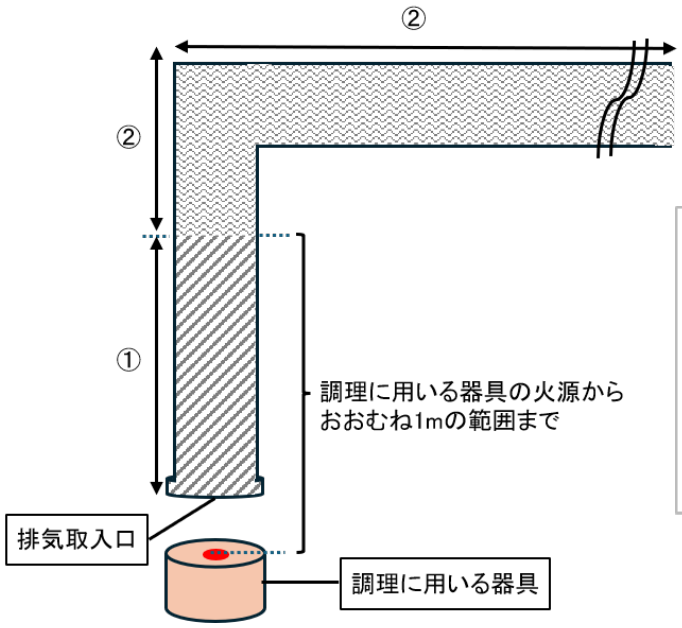
（例）
① 営業日毎に目視等による点検を実施し、清掃を行う範囲

② 6か月に1回程度、目視等による点検を実施し、ダクト内に厚さ0.4㎜程度の油脂等の付着が確認された場合に清掃を行う範囲

③ ダクト内に油脂等の付着が確認された場合は、努めて清掃を行う範囲

(2)　(1)以外の場合の清掃範囲

※上引き排気ダクトのみを単体で設置した場合（下図）のほか、GF・FD が(1)以外の位置に設置されている場合又はどちらか一方のみ設置されている場合。



（例）
① 営業日毎に目視等による点検を実施し、清掃を行う範囲

② 1か月に1回程度、目視等による点検を実施し、ダクト内に厚さ0.4㎜程度の油脂等の付着が確認された場合に清掃を行う範囲

GF：グリス除去装置　FD：火炎伝送防止装置

⑶　油脂等の厚さの確認方法

○　目視の場合　（目安）



厚み 0.1 ㎜



厚み 1.0 ㎜

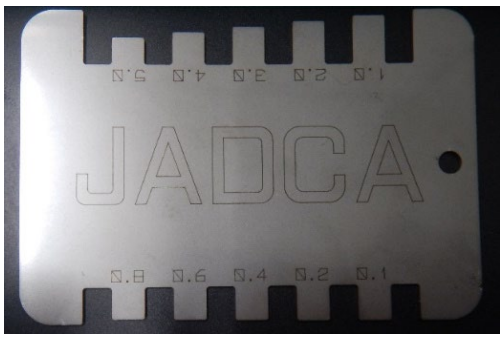


厚み 0.4 ㎜

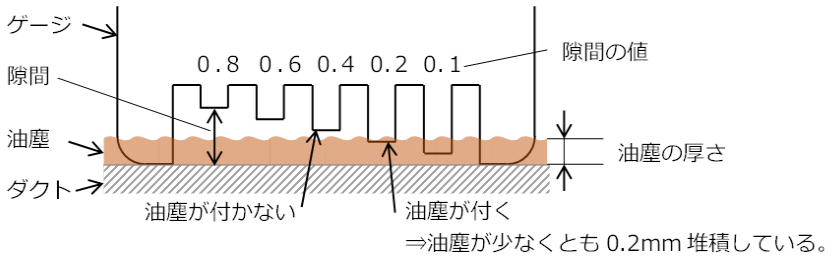
（出典：JADCA）

○　専用ゲージを使用した場合

くし状の金属板で、高さの異なる隙間が空いており、油脂等の厚みを測定する面に対して垂直に押し当て、ダクトの内面に沿って半周程度動かし押し当てることで、堆積した油脂等の厚さを測定することができる。



専用ゲージ本体



測定イメージ